

# 告訴状（A）制度

日本国は、日本国そのものを統治する国家制度によって統治されている

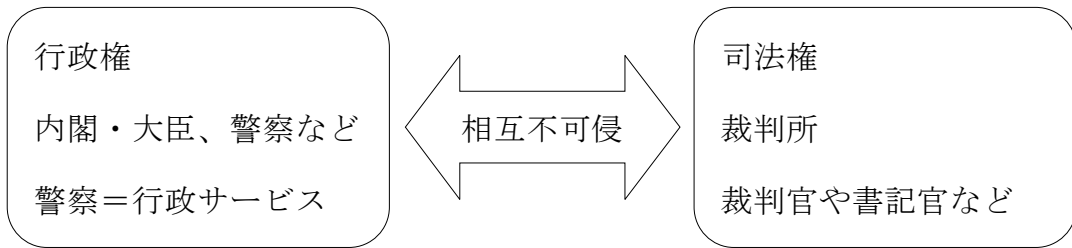
国家三権・・・ 立法権 行政権 司法権

このうち、立法権は国会に属する

行政権（内閣や警察など）と、司法権（裁判所）が、日本国そのものを統治

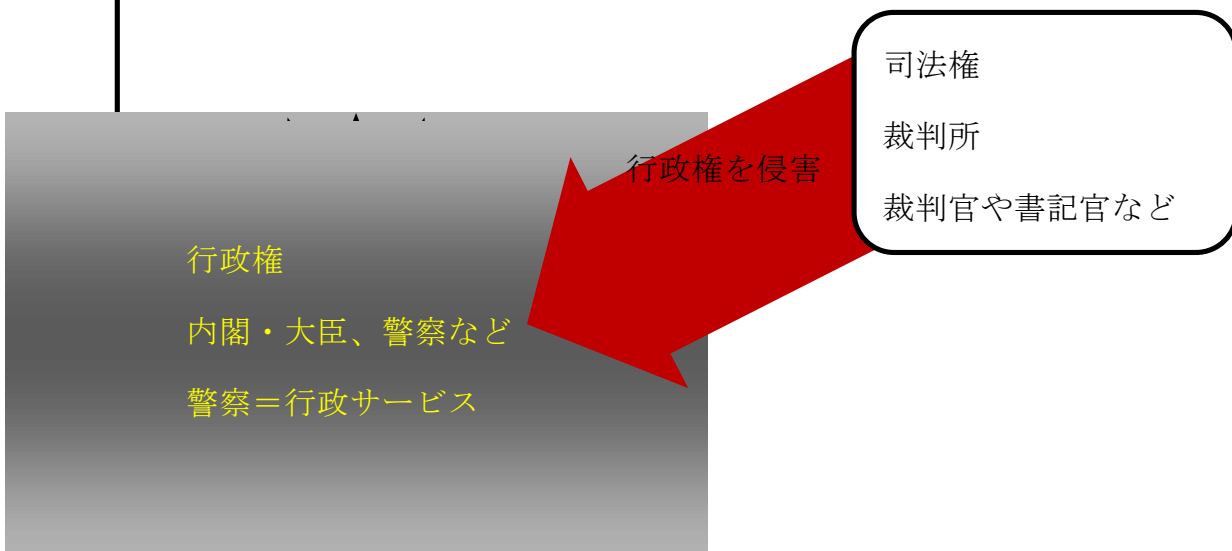
つまり二重統治制度で、行政権（旧王権）の独裁を、司法権が防ぐ

それゆえ、行政権と司法権は、相互不可侵



日本国を含めた近代民主国家は、どこも同様の制度

それゆえ、行政権と司法権は、相互不可侵・・・



高松高等裁判所は、行政権を侵害した

1. 行政権（警察）は、国家制度により、司法権（裁判所）に介入できない。
  2. 司法権内部で犯罪を摘発して、行政権（警察）に突き出す義務は、形骸化している刑事訴訟法の告発義務を除いて、まったく無い。
  3. 国家制度の不備により、捕まらない算段が、裁判官たちにはできていた。
  4. だから、隠蔽、偽造、改竄、捏造、法廷贈収賄、判決売買、審理の事前漏洩、共謀、背任、警察の踏みつけ・・・猛烈な犯罪を法廷で平然と乱発、それらは計画犯罪と組織犯罪であり、判明している関与者のべ20人、そのうち確定している裁判官は5人、どう考えても余罪は莫大。
- ✓ 法律を悪用している意識などが、全く見られないことが最大の特徴。
  - ✓ 裁判官などでありながら、善悪の感覚を、完全に失っている。

1. 徳島地方裁判所：法律で始めて、手続で自動完了する【手続き犯罪】の手口。
  2. 高松高等裁判所：一瞬で猛烈な司法犯罪の山を完成させた、隠蔽の手口。
- 犯罪の手口と、それをした裁判官などの思考と、その隙（すき）を作った国家制度の不備。

### 1. 一般犯罪が発生したら

犯罪の認知、捜査、逮捕、取調べ、立件（起訴状の作成など（犯罪事実、罪名、罰条）、起訴（公訴の提起）、裁判。

- これらが整っていないと、犯罪を取り締まれない。
1. 一般犯罪と違い、司法犯罪と裁判官を取調べる手順は、まったく無い。
  2. 司法権の中は、司法でありながら無法地帯。
  3. せいぜい「調書に関する異議申立」くらいで、犯人に申立をしても隠蔽される。
  4. 調書改竄＝異議申立。
  5. そのほかの不正にも、控訴と上告と抗告くらいしかなく、それらの原理も申立。
  6. どんな不正にも申立しかなく、犯人への申立は無意味、それほどの欠陥制度。

- A) 映倫などの非人道的な圧政を強いている内閣に対して、民事裁判は、国民が直接行動を起こせる手段。
  - B) 司法の独立性と、司法権で守られ、行政権とその警察などは介入できない。
  - C) 司法権に対して行政権が介入することは、日本国の国家制度上、あり得ない。
  - D) 裁判は司法権が100%完全に管轄する。俗に言われる「民事不介入」ではなく、裁判所（司法権）に対して、警察（行政権）は存在できない。
  - E) しかしそれゆえ、司法権内部での不正を、摘発する方法は、皆無。
- 摘発できない完全犯罪を、国家制度を悪用して簡単にできる。

## 2. 司法権と行政権の横断

当時はそこまで考えず、高松北警察署（行政権）に持って行った。

司法権と行政権を横断することは可能だった。

1. たとえ司法権の中のことで、日本国国民とその公務員である以上、行政権の刑事罰から逃れられない。
2. 罪名と罰条は、殺人で捕まえられないマフィアを脱税で捕まえるのと同じで、裁判官・書記官・法務局局員、全員、有印公文書を発行しているので、行政権の有印公文書偽造・同行使で逮捕でき、偽証と偽証教唆も適用できる。
3. さらに加重のため、また説明する意味もあり、司法権濫用罪などを盛り込む。

## 3. 司法犯罪捜査規範

当時は、証拠1～4（高松地方裁判所）内容が異なっても【調書の違い】のまま動けなかった。

- A) 目の前の「轢き逃げ」を「交通事故後のドライブ」としか扱えない。
- B) 先に列記した事柄の、最初の「犯罪の認知」ができない。
- C) 前例がない。

(ア)一般犯罪には、刑事法の犯罪捜査規範があるが、

- (イ)裁判官が、法廷で犯罪をした時の犯罪捜査の基本は無く、
- (ウ)その法整備、
- (エ)つまりは司法犯罪捜査規範を立法して、
- (オ)行政権の警察が、司法権の裁判官を逮捕できる、
- (カ)そこまで明示しないと刑事告訴にならなかった。

1. 当時「具体的な刑法がなく、犯罪事実が・・・」
2. 刑法もない、刑事法もない、取り締まる捜査手順もない、おまけに行政権の警察は司法権の裁判所に立ち入れない日本国。
  - A) 江戸時代、別の藩に逃げられたら管轄権（藩のなわばり）で捕まえられないので、江戸幕府は関八州を渡れる役所（やくどころ）を設置した。
  - B) アメリカ合衆国も、別の州に逃げられたら捕まえられないので、連邦捜査局（F B I）を設置した。
3. 裁判所で裁判官が人殺しをしても、日本国は司法権と行政権に分割統治されており、行政権の警察は手を出せない理屈。
  - 裁判官を摘発する制度が日本国には無いので、そこから始めないといけない。
  - 国家制度の欠陥を指摘して、法整備と並ぶことをしなければならない。
  - さらに「裁判官は犯罪をしない」その洗脳を解かないといけない

#### 4. 司法制度による洗脳

「裁判官が調書を改竄したら大変どころではない」あるいは「裁判官が調書を改竄したら大事件どころではない」ずっと前者を表記していたけど、当時の書面を見直したら後者だった。つまりは「裁判官は絶対に正しい」という洗脳。これでは、絶対に捕まらない。なにせ思ってしまうから考えない。しかしこれは警察に限らず、日本国中その状態だった。

1. 善悪・道徳・倫理、それらが司法制度と一体化していて、その司法制度で判決

を作っている裁判官は、神に等しくなる。

2. 内閣の大臣ですら「司法の判断をあおぐ」よく聞く。

(ア)口実にしている面もあるが。

(イ)「司法の判断をあおぐ」とは「私には判断能力もリーダーシップも無いので、司法さんに教えてもらいます」と同じ。

3. 日本列島まるごと洗脳。

## 5. 司法神の神官

それらをすべて熟知しているのが裁判官で、だから警察も踏みつけた。

1. しょせんは警察も洗脳された信者でしかない上、国家三権で介入できない。
2. なにをしようが裁判官は逮捕できない。
3. 日本国の国家制度上、そうなっている。

その算段が、できていた。

## 6. 裁判官などが法廷で法律違反を乱発

1. 裁判官の犯罪＝司法権そのものの濫用、内乱罪相当ではなく、内乱罪を適用でき、内乱罪の否定は、現行の国家制度を否定しない限り不可能。
2. 内乱罪なので、司法の独立性などは無意味になり、内乱罪でも捕まえられる。

地方裁判所で改竄、高等裁判所が地方裁判所の犯罪を隠蔽、ほかの地方裁判所が共謀、それを組織犯罪と計画犯罪で連続して実行したことは、地方裁判所と高等裁判所はもちろんのこと最高裁判所までも無効化した、裁判の三審制を破壊し尽くした事実であり、裁判の私物化と、司法権の濫用と、司法制度の悪用そのものであり、日本国の国家体制への直接打撃であり、内乱罪の適用を満たしている。

- ✓ 法廷で法律を悪用。
- ✓ 更に改竄や隠蔽や漏洩など、司法制度を悪用した。
- ✓ それを大勢の裁判官などが、組織と計画で実行、組織犯罪と計画犯罪。

発覚元の312号裁判官。高松地方裁判所で調書改竄が発覚。すぐに和解になる  
と思っていたが、徳島地方裁判所と東京地方裁判所で、まさかの法律違反を乱発。

高松高等裁判所は、そもそも裁判をしていない。

徳島地方裁判所でも、法廷で法律違反。

司法制度に、おぼれているのだろう。

- 国家制度の司法制度の、裁判所と裁判官などには、権力が偏り過ぎている。
- それを直す方法が国家制度に無いのは、明白なる欠陥制度。
- 制度改革をしないと、いずれまたどこかの裁判所で裁判官の犯罪が発覚する。

告訴状（A）制度

以上